



日本共産党 北区議会議員

No.11 2020.4.10

せいの恵子 区政レポート

日本共産党北区議員団

〒114-8508

王子本町 1-15-22

<http://keiko-seino.com>  mail@keiko-seino.com

ご相談は
お気軽に

070-3531-0812

新型コロナ 困った時の相談窓口

新型コロナウイルスの感染拡大で暮らしに影響がでています。

現在使用可能な緊急の貸付、給付金など支援策をお知らせします。(4/10 現在)

健康に不安・コロナに罹ったのでは

風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が 4 日以上続いている、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合、すぐ連絡を。

相談窓口 北区保健所帰国者・接触者電話相談窓口 03-3919-4500

（平日 9:00~17:00）

東京都患者相談センター 03-5320-4592

（土・日・祝日及び平日夜間）



休業等により収入が減少した

①緊急小口資金（特例貸付制度）

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯を対象とした貸付です。

貸付額 20 万円以内（一括交付）

- 据置期間 1 年以内
- 返済期間 2 年以内（24 回以内）
- 連帯保証人 不要
- 利子 無利子

※①②を同時に貸入れすることはできません

②総合支援資金（特例貸付制度）

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業などにより生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯を対象とした貸付です。

貸付上限額（2人以上世帯）月 20 万円以内
（単身世帯）月 15 万円以内

- 貸付期間 原則 3 か月以内
- 据置期間 1 年以内
- 返済期間 10 年以内（120 回以内）
- 連帯保証人 不要
- 利子 無利子

相談窓口 社会福祉法人 北区社会福祉協議会（福祉資金担当） 03-3907-9494

窓口開所時間 月～金曜日（土・日・祝祭日休み） 8時 30 分～17 時 15 分

住む家を失いそう

住宅確保給付金

離職又は自営業の廃業後 2 年以内の方、「給与等を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少している方」(対象範囲が拡大し 4/20～利用可能)

就労能力及び常用就職の意欲があり、住宅を喪失または喪失するおそれのある方に対し、原則 3 か月間「住居確保給付金」を支給する制度です。本制度の利用の際は並行して、就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

- 支援上限額 単身世帯 53,700 円
2 人世帯 64,000 円
3 人～5 人世帯 69,800 円

※住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に振り込み

- 支給期間 原則 3 か月。ただし一定の要件により延長できる場合あり

※対象要件、受給中の義務などがあります。

詳細はお問い合わせください

相談窓口 北区くらしとしごと相談センター
03-6454-3104

窓口開所時間 月～金曜日
(土・日・祝祭日休み)
8時 30 分～17 時 15 分

売上げが落ち込んだ 中小業者の方

北区新型コロナウイルス感染症対策緊急資金

北区中小企業融資制度を利用できる方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、直近 1 か月の売上高が前年同期と比較して減少している中小企業者を対象とした融資です。

●融資条件

- (1) 融資限度額 1,000 万円
- (2) 融資期間 5 年以内
(据置期間 12 か月以内を含む)
- (3) 資金用途 運転資金
- (4) 融資利率 1.9%以内
- (5) 利子補給 1 年目 1.9%
(本人負担 0%)
2 年目以降 1.5%
(本人負担 0.4%以内)
- (6) 信用保証料 全額補助(実際の支払額)

- 受付期間 令和 2 年 3 月 5 日(木曜日)～
令和 2 年 5 月 29 日(金曜日)

相談窓口 産業振興課経営支援係(北とびあ 11 階)
03-5390-1237

窓口開所時間 平日 10 時 30 分～12 時、
13 時～16 時



新型コロナ 自粛を求めるなら補償を

日本共産党緊急要望

- 緊急に、すべての国民を対象に 1 人 10 万円の給付金を支給すること
- 自粛と一体に補償するという大原則のもとに抜本的・継続的な補償を行っていくこと
- 経済対策としては消費税 5%への緊急減税が必要
- 病床確保のために、空き病床を準備する場合の減収分をはじめ、必要経費は、全額国が補償すること
- 医療機関を、新型コロナ対応の病院と、一般患者対応の病院に役割を分けること。手厚い支援を行うこと

お困りのこと ぜひご相談を

毎週(水) 10 時～16 時、事務所にてなんでも相談を行っています。ご連絡ください。

せいの恵子事務所 北区滝野川 3-56-7

☎03-3949-6115 ☎070-3531-0812